

申 出 条 項

第1条（カード利用代金等の支払責任）

別紙記載のUCコーポレートカード会員規約・カード使用者規約（会社主債務用）、UCETCカード特約（法人カード・会社主債務決済コーポレート会員用）、コーポレートカード・ETCカード特約（事業協同組合用）におけるカード使用者（以下「甲」という）は、法人会員（以下「乙」という）から交付されたカードの利用等により生じるカード利用代金等について、責任をもって乙及びアイ・ティーネット事業協同組合（以下「丙」という）に支払います。

第2条（保証委託）

甲は、乙にカード利用代金債務等の保証を委託し、乙はこれを受諾します。

第3条（事務委託）

甲は、乙にETCマイレージサービスの利用に係る事務等カード利用に係る事務を委託し、乙はこれを受託します。

第4条（役務提供）

甲は、丙にカード利用に係る役務の提供を申し込み、丙はこれを承諾します。

第5条（手数料）

甲は、乙からカード使用者としてカードの利用機会を与えられたこと及び、前3条、4条の対価として乙及び丙に所定の手数料を支払います。

第6条（手数料の支払方法）

甲が乙及び丙に対し支払うべき債務については、甲が乙及び丙に届け出た預金口座より口座振替にて支払います。

第7条（会員規約遵守）

甲は、会員規約を遵守し、乙及び丙に一切損害、迷惑をかけないものとします。

第8条（ユーシー法人ETCカード利用約款遵守）

甲は丙に対し、ユーシー法人ETCカード利用約款を承諾し厳正に遵守することを誓約します。

第9条（UC法人ETCカード保守サービス）

甲は「UC法人ETCカード保守サービスの内容について」を確認のうえ、カードと併せてUC法人ETCカード保守サービスを申し込みます。

以上